

秋田県心身障害者コロニーのあり方検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 秋田県心身障害者コロニーの今後のあり方について検討を行うため、秋田県心身障害者コロニーのあり方検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会での検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 秋田県心身障害者コロニーの現状と課題の整理に関する事。
- (2) 秋田県心身障害者コロニーの役割、求められる機能、地域移行の進め方等、今後の本県における心身障害者コロニーのあり方に関する事。
- (3) 再編整備の基本理念、基本方針に関する事。
- (4) その他必要な事項

(構成等)

第3条 検討会は12名以内の者（以下「委員」という。）で構成し、学識経験者、障害者支援団体、民間施設運営者、障害者の地域生活支援施設、社会福祉団体、福祉行政関係者等によって組織する。

2 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその責務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、秋田県健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。